

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新ひだか町長 大野 克之

市町村名 (市町村コード)	新ひだか町 (1610)
地域名 (地域内農業集落名)	新ひだか町 (静内地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月7日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、離農者が増加傾向にある。今後も引き続き農業者等が減少していくものと予想されるため、経営の体質強化や農業生産の安定化を図っていくうえで、高度な営農技術と優れた経営能力を備えた担い手を確保していく必要がある。
また、水田の畑地化が進む中、担い手への農地の集積が図られる一方、条件不利地においては遊休化されることが懸念されるため、適切な農地管理をしていかなければならない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業後継者・新規就農者を含めた認定農業者等の担い手を育成・確保する環境づくりを推進する。
また、担い手への農用地の利用集積、地域振興作物である花き・ミニトマト・和牛の推進をするとともに、土地利用型を含めた新規作物の導入を検討することで効率的かつ安定的な営農を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5,646 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5,646 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、農用地として維持することが困難な農用地については、放牧、林地化の活性化計画を作成するなど、農用地の保全等を図る。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向や事情に配慮し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の特性を活かした飼料作物と地域振興作物の生産性の向上及び高品質化を図るため、中山間地域農業農村総合整備事業を活用し、暗きょ排水や客土を中心にした基盤整備を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工、直接販売、地域内での6次産業化により、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

グリーンな栽培体系への転換サポート実施計画に基づき、バイオ炭の施用による温室効果ガスの貯留技術に関する試験を実施し、その定着を図る取り組みを進める。

品質の高位平準化に取り組み、ブランドの強化を図るため、関係機関と連携し、出荷基準の徹底と巡回指導、情報提供やデータの蓄積を行っていく。

担い手対策の取り組みとして、町(ハウス団地、和牛センター、実験センター)、農協、その他関係機関と連携し、新規就農希望者を受け入れ、研修・技術指導等を実施するとともに、早期に経営安定を図るため、就農後においても巡回指導等を行っていく。